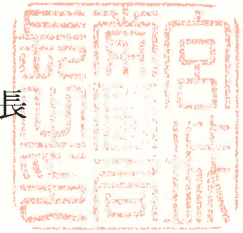


宮労発基 0428 第 10 号  
令和 2 年 4 月 28 日

関係団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長



「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られております。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえ、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

このため、厚生労働省におきましては、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発 0317008 号。以下「通達」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところですが、令和 2 年 4 月 1 日以降、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく時間外労働の上限規制について、長時間労働の是正等の働き方改革の推進を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）附則第 3 条第 1 項に規定する中小事業主にも適用されることから、通達の一部を別添のとおり改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し、本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち事業者が講ずべき措置の実施の指導につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。



2020.5.11